

鳥取縣公報

第 千 三 十 四 號

昭和十四年六月二日

金曜日

本書ノ大半サ國定規格A5判

縣 令

◆鳥取縣令第十二號

大正三年三月鳥取縣令第十二號小學校令施行細則中左ノ通改正ス

昭和十四年六月二日

鳥取縣知事

副

見

喬

雄

第二十九條第四項中「十日」ヲ「二十日」ニ改ム

附 則

本令ハ昭和十四年六月二日ヨリ之ヲ施行ス

告 示

◆鳥取縣告示第三百六十四號

鳥取財務出張所管内ニ於ケル左記ノ者ニ對シ縣稅檢査章返納並ニ交付セリ

昭和十四年六月二日

鳥取縣知事

副

見

喬

雄

| 區分 | 年 月 日 | 番號 | 役 場 名 | 職名 | 氏 名 |
|----|-----------|----|----------|----|-------|
| 返納 | 昭和十四年五月十日 | 八七 | 氣高郡日置村役場 | 書記 | 前田繁信 |
| 同 | 同 年五月二十五日 | 一八 | 岩美郡大茅村役場 | 同 | 森原源太郎 |
| 交付 | 同 | 一八 | 同 | 同 | 野津潤一郎 |
| 返納 | 同 年五月二十四日 | 二三 | 同郡浦富町役場 | 同 | 廣谷義治 |
| 交付 | 同 | 二三 | 同 | 同 | 中野洋一 |

鳥取縣告示第三百六十五號

臨時種牡牛検査並役肉用牛登録審査左ノ通施行ス 種牡牛検査並登録審査ヲ受ケントスル者ハ六月五日迄ニ縣廳ニ到着スル様願書ヲ差出スベシ

昭和十四年六月二日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

| 檢 査 場 所 | 檢 査 並 審 査 期 日 | 出 場 區 域 | 檢 査 時 |
|---------|---------------|---------|-------|
| 日野郡日野上村 | 六月九日 | 日野郡一圓 | |
| 同 郡根雨町 | 六月十日 | | |
| 同 郡溝口町 | 六月十一日 | | |

| | | | |
|---------|--------|-------|--|
| 西伯郡法勝寺村 | 六月十二日 | 米子市一圓 | |
| 同 郡大篠津村 | 六月十三日 | | |
| 米子市勝田町 | 六月十四日 | | |
| 西伯郡御來屋町 | 六月十五日 | 西伯郡一圓 | |
| 東伯郡赤碕町 | 六月十六日 | | |
| 同 郡市勢村 | 六月十七日 | | |
| 同 郡倉吉町 | 六月十八日 | 東伯郡一圓 | |
| 氣高郡正條村 | 六月十九日 | | |
| 同 郡大正村 | 六月二十日 | | |
| 八頭郡用ヶ瀬町 | 六月二十一日 | 氣高郡一圓 | |
| 同 郡船岡村 | 六月二十二日 | | |
| 岩美郡浦富町 | 六月二十三日 | | |
| 鳥取市吉方 | 六月二十四日 | 鳥取市一圓 | |

當日午前九時

鳥取縣告示第三百六十六號

00588

昭和十四年五月二十五日左ノ國民健康保險組合ヲ認可セリ
 昭和十四年六月二日

- 一 組合ノ名稱 鳥取縣知事 副 見 喬 雄
- 二 事務所ノ所在地 大宮村國民健康保險組合
- 日野郡大宮村大字印賀千九拾番地貳
- 三 組合ノ地區 日野郡大宮村

◆鳥取縣告示第三百六十七號
 岩美郡小田村第四耕地整理組合地區並設計書變更ノ件認可セリ
 昭和十四年六月二日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

◆鳥取縣告示第三百六十八號
 其ノ村ニ負債整理委員會ヲ設置シ委員ノ定數ヲ九名ト定ム
 昭和十四年六月二日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

◆鳥取縣告示第三百六十九號
 池本肇所有ノ尋常小學校本科正教員免許狀及小學校專科正教員(農業)免許狀亡失セシニ付再下附セリ
 昭和十四年六月二日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

00589

◆鳥取縣告示第三百七十號
 當管内ニ於ケル健康保險醫左ノハ異動アリタリ
 昭和十四年六月二日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

| 診療所々在 地 | 氏 名 | 異動事項 | 異 動 年 月 日 |
|-----------|---------|------|------------|
| 米子市角盤町一丁目 | 宮 岡 豊 輝 | 指定取消 | 昭和十四年五月廿二日 |
| 米子市中町 | 森 脇 忠 勇 | 指定取消 | 昭和十四年五月廿二日 |

◆鳥取縣告示第三百七十一號
 當管内ニ於ケル健康保險齒科醫左ノ通指定セリ
 昭和十四年六月二日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

| 診療所々在 地 | 氏 名 | 指 定 年 月 日 |
|-----------------|---------|-------------|
| 八頭郡賀茂村大字郡家六四七ノ一 | 井 上 好 夫 | 昭和十四年五月二十九日 |
| 西伯郡外江村二〇七一 | 小 德 靜 夫 | 昭和十四年五月二十九日 |
| 鳥取市二階町二丁目二四 | 熊 谷 二 郎 | 昭和十四年五月二十九日 |

◆鳥取縣告示第三百七十二號

山口縣宇部市大字沖宇部二五三四番地洗川墓地ハ今回整理ノ爲メ改葬スル事トナリタルニ付キ同墓地内ノ縁故者ハ來ル六月三十日迄ニ管理者宇部市梶返村才組坂本皆一宛申出ラルベク若シ右期日迄ニ申告ナキモノハ管理者ニ於テ適宜改葬スベキ旨照會アリタリ

昭和十四年六月二日

鳥取縣知事

副 見

喬 雄

彙 報

辭 令

中 村 德 藏

任 地 方 技 師

敘 高 等 官 七 等

九 級 俸 下 賜

鳥取縣學務部社會課勸務ヲ命ス

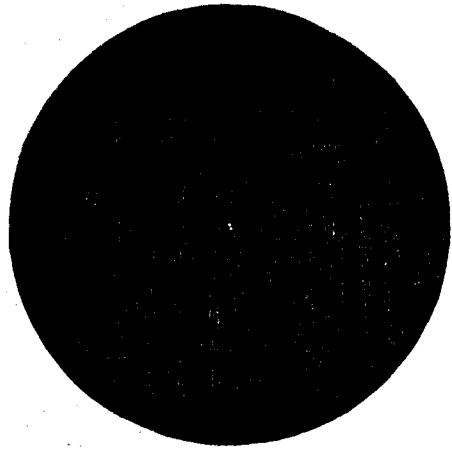
昭和十四年五月二十六日發令

彙

報

第 六 號

事 變 特 報



舉 國 一 致

盡 忠 報 國

堅 忍 持 久

目次

| | | |
|------------------------------|---------|-----|
| 青少年學徒の御親閱、優渥なる勅語下賜 | (學務課) | 九頁 |
| 鑛業法の改正 | (林務課) | 一一頁 |
| 物資動員實施計畫綱領概説 | (商工水産課) | 一二頁 |
| 金保有狀況調査 | (地方課) | 一五頁 |
| 我が國の長期經濟建設戰 | (商工水産課) | 一七頁 |
| 我が國生産力擴充計畫 | (同) | 一九頁 |
| 第二國民生登錄 | (社會課) | 二〇頁 |
| 昭和十三年度に於ける農産資源開發、開墾事業の狀況について | (耕地課) | 二一頁 |
| 出征者、應召者の遺家族に政府米拂下の獎の規畫 | (規畫課) | 二二頁 |
| 臨時國勢調査と地方選舉に就て | (統計課) | 二四頁 |
| 重要物資の代用品轉換 | (商工水産課) | 二四頁 |
| 廳内職員及びその家族等の所有する金の集中狀況 | (地方課) | 二五頁 |
| 本縣の本庄大將 白衣の勇士を訪問 | (社會課) | 二六頁 |
| 皆生競馬場跡地、甘藷栽培學生の集團勤勞作業 | (農産課) | 二八頁 |
| 昭和十二年本縣輸移出入貨物統計概況 | (統計課) | 二九頁 |
| 第八次滿洲農業移民 | (社會課) | 三四頁 |
| 支那車變國庫債券(る號)發賣 | (學務課) | 三五頁 |
| 御仁慈に感激、傷兵の感想文 | (社會課) | 三五頁 |

うせまり賣に「府政」を金のて總

青少年學徒の御親閱

優渥なる勅語御下賜

全國中等學校以上の各學校に現役將校を配屬して軍事教練が實施せられてよりこゝに十五年。教練實績の向上といひ學生生徒の精神的教化といひ、其の成果實に偉大なるものあり、今次聖戰に當りてもその功績が至る處に顯現せられつゝあるは既に衆知の事實である。

天皇陛下にはこの實施記念日にあたり、親しく次代の建設者たる是れ等青年學徒を御親閱遊ばさるる旨仰せ出されて、風薫る五月二十二日、感激に咽ぶ全國學生生徒代表三萬二千五百名、職員代表三千餘名、北は樺太南は南洋、遠く滿洲北中支より參集して、同日午前十時若葉香ぐはしい宮城外苑に於て御親閱式が舉行せられた。而して本縣では各中等學校生徒代表百四十名同職員五十三名外鳥取高農職員生徒及び縣職員を合して百九拾六名が上京して光榮の御親閱式に參列したのであつた。

この日御親閱式場に於ては午前九時三十分諸般の準備完了、同四十分各隊一齊拔刀着劍緊張のうちに、

天皇陛下には午前九時四十五分陸軍御軍裝にて御愛馬白雪に召させられ御乘馬鹵簿にて宮城發御、同十時二重橋前廣場中央御親閱臺上の玉座に着御遊ばされて御親閱を賜はつたのであつた。

かくて同日、畏くも

陛下には荒木文部大臣を宮中に召させられて次の如き優渥なる 勅語を御下賜遊ばされた。

國本ニ培ヒ國力ヲ養ヒ以テ國家隆昌ノ氣運ヲ永世ニ維持セムトスル任タル極メテ重ク道タル甚ダ遠シテ而シテ其ノ任實ニ繁リテ汝等青少年學徒ノ雙肩ニ在リ汝等其レ氣節ヲ尙ビ廉恥ヲ重シ古今ノ史實ニ稽ヘ中外ノ事勢ニ鑒ミ其ノ思索ヲ精ニシ其ノ識見ヲ長シ執ル所中ヲ失ハズ嚮フ所正ヲ認ラズ各其ノ本分ヲ恪守シ文ヲ修メ武ヲ練リ質實剛健ノ氣風ヲ振勵シ以テ負荷ノ大任ヲ全クセムコトヲ期セヨ

一國の將來は其の青少年層を見ることによりてトせられるといふ言葉の通り、第二國民の健全なる發達は我が帝國隆昌の基礎である。

天皇陛下には事變下に於ける軍務政務甚だ御多端にあらせらるる中にも拘らず、大御心をこの青少年教育の爲に注がせらるる事眞に恐懼感激の極みである。御親閱の榮を賜りたる各學校はいふまでもなく、青年學校其の他一般學校の青少年學徒は謹みて 聖慮を體して其の本分を守り操守を固くして文武兼修奮勵し、これが指導教化にあたる職員並びに父兄はその補導練成に盡瘁し、尙一般國民亦この 聖慮を體して第二國民の養成に心を效して、大御心に副ひ奉らんことを期すべきである。



鑛業法の改正

躍進日本の鑛業は將に目醒しいものがあり特に日滿支を通ずる生産力擴充三ヶ年計畫に

於て鑛業はその樞軸をなすものである。然るに從來の鑛業法は明治三十八年に制定せられて其の後幾多の變遷はあつてゐるが、その改正は全く部分的、技術的な點に限定されてゐたものが多いので、これが全面的な改正の必要が痛感せられ、既に商工省に於ては一昨年來鑛業法改正調査委員會を設けてその再検討を行つてゐるのであるが、今回特に急を要すると認めらるる鑛害問題に關する一部改正を行つたものである。思ふに鑛物資源特に石炭資源の開發を行ふに當つては、土地掘鑿による損害、中でも土地の陥落による被害は殆ど避けることの出来ない

ものである。しかしてその損害は普通數年或はもつと久しい年數の後に於て發生するものである。従つて、これが賠償については久しきにわたつてこれが確保を考慮する要があるのである。今回の改正はこの鑛害問題に關する規定が中心であつて、新たに鑛業法中に「鑛害の賠償」に關する一章が設けられたのである。その内容の要約を記すと

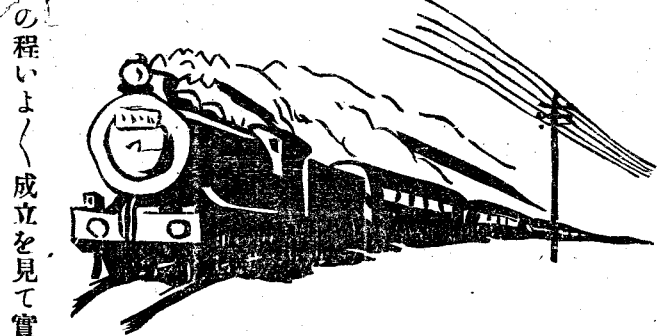
- 一、鑛害及びその賠償に關する一般的規定として鑛害の意義、賠償請求權の發生變更消滅、賠償請求權の種類範圍、賠償額の豫約及び本章の適用範圍等について規定し、
 - 二、鑛害賠償の爭議に關して調停制度を設けてその規定を置き
 - 三、特に石炭を目的とする鑛業者に對しては損害の賠償を擔保するため、掘探量に應じて毎年一定額の金額を供託せしめる事になつてゐる
- 尙鑛害とは鑛物掘採の爲の土地掘鑿坑水廢水の放流、捨石鑛滓の埋積又は鑛煙の排出による

損害をさすものである。

× × ×

物資動員實施 計綱領概說

序言



の程いよく成立を見て實施と段取となつた。

昭和十四年度の物資動員實施計畫は過般來企畫院が中心となり、關係各省と折衝して鋭意調整に急いでゐたのであるが、こ

十四年度のものは十三年度のそれに比して甚しく廣範圍にわたり、且つその精密さに於ても格段の進展を見るものであつて、軍需資材など優先的に取扱はれると共に、民需資材に對しても一段と計畫を嚴にせられ、或は切符制度の採用總動員法の發動、精神總動員の活用等、あらゆる努力を傾倒してその完行を期してゐる。以下次にこれが大体を概說して各位の参考に資する事とする。

一、總則

本綱領は國家總動員實施計畫に基き十四年度重要物資(百二十餘種)の關係を概定してこれが實施上の措置の大綱を定めたものであつて、
第一、軍需の充實を第一とし
第二、輸出貿易の振興にあらゆる手段を用ひ
第三、生産力の擴充計畫遂行に必要な物資の供給に力を注ぎ
第四、大陸への物資供給は、滿洲については産業五ヶ年計畫に要するもの、支那につい

ては現地復舊治安維持其の他事變處理及び資源開發に重點を置く
第五、國民生活の水準低下をも覺悟し、官需民需の緊縮を加へるものである。

二、物資供給力の保持及び増進

物資供給力を保持し、且つこれに要する配給をなすことは最も重要なことであるから、何れも優先的に取扱ふと共に、在庫品の利用については充分の努力を爲し、且つ出來得る限り長期に亘つて有効に利用するやう努力を拂ふ。現在の調査は定期的に行ひて常に正確なる數量を捕捉し物資供給については計畫數量に止めず、より以上の増産を計るやう努力し、支那方面よりの物資取得についても計畫以外に興亞院陸海軍に於て現地の實情により積極的に万全の措置を取るやう考究する。
代用品の獎勵、回收物資の擴大徹底、工場で製造或は加工した材料の屑および故の尊重等一層の努力をなすこと。

輸出貿易の振興については從來の諸方策の強化をはかる外、輸出計畫達成に必要な資金の調整、物資の配給等に須要なる措置をとり、特に内需及び圓ブロック内への供給數量を規定して他の第三國への輸出量を確認し、且つその國際物價の水準を以て輸出するためには總動員法發動して生産、配給、使用、消費、所持、價格運賃等其の他適宜の必要に應じて命令を發して統制をする。

三、物資配給

物資の配給を最も合理的にし且つ經濟的にする事は、物資動員實施上最も重要な問題であるから配給機關を整備して基礎數量、配當數量、配給實施計畫を期を定めて決定し、適宜配給切符制を採用して配給の適正を期し、配給力に増減があつた際は配當額に比例して割當て、すべての配給實績及びこれが影響對策等について概ね毎四半期ごとに關係官廳に報告する。
尙今次新制定の農山漁村及び鑛山労働者に對

する綿布特免品の如き特別のものについては供給先を指定して配給するやう特別の措置を講ずること、その他官廳需要、陸海軍等に於ける軍需充足の爲の計畫物資取得等についても定められてある。

四、物資使用消費に關する事項

物資の使用消費については單に計畫物資ばかりでなく、一般の物資について國民精神總動員運動の強化徹底によりて、主として國民各自の自覺を待つて自發的にこの趣旨を貫徹しようとするものであるが、必要に應じて國家總動員法の發動、切符割當制の實施等によりて統制の強化をはかるものである。

計畫物資の消費使用に關しては特に物資の使用が配給の目的に適合し、且つ經濟的に使用せられることが肝要であるから、各關係官廳の周到なる指揮監督を要する。

五、統制機構その他統制一般に關する事項

- 1. 物資供給については主として政府の指導による自治的統制をはかり、供給額の確保及び増加をなすと同時に必要に應じて國家總動員法又は臨時措置法を適用する。
 - 2. 中央地方並びに内外地を通じ統制強化をはかる。
 - 3. 配給及び價格の統制は第一次的原材料のみならず第二次的原材料より製品に至るまで又製品の價格は原則として卸、小賣を通じて實施する。
 - 4. 配給及び價格の統制を容易ならしむる爲逐次原材料、製品の標準化並びに單純化をはかる。
- 物資の使用消費に關し供給力と需要との均衡を失ふ恐れある時は、機を失せず切符割當制度などの適用により消費の統制を斷行する。
- 民間統制團體及び一般國民に對する指導監督を強化し、配合物資が既定の目的に使用せられるか、又使用の方法が物資不足の現状に

鑑みて適切であるか等に關し自分の監督をする爲に統制經濟指導監督機構を整備する。

輸出産物用物資の國內逆流防止について、検査監督を徹底的に強化する。

尙需給調整と資金調整との調和、輸送力の爲の交通動員の徹底、不足資源の補填、重要資源急速開發を目的とする科學研究の促進、勞務調整等の諸政策につきて徹底を期する。

結 び

以上政府の本年度物資動員計畫の大体を述べたのであるが、要するにこの事變處理、長期建設の大業に直面して、吾々一億國民は舉國心を一にして堅忍持久、自らの生活を緊縮抑制してこの難關突破に邁進しなければならぬのである。吾々國民は即ち「國の人」であつて、吾々日常使用する物資は皆「國の物」である。「國の爲」に吾々は勝手に消費してはならない。生活の水準を引き下げて、お互の生活を生き得る最底限度まで引下げて、生活上のすべてを國家

に捧げて、是非戦ひに勝たねばならない。東亞建設の大業を遂行しなければならぬ。聖戰三年に當りて益々國民精神を顯揚し、政府の強力統制を待つまでもなく各自自肅發奮して物資動員の精神に合するやう努力したいものである。



金保有狀況調査

去る五月十日より國民所有の金を政府に自發的に賣却する者に對して各銀行及び百貨店で取次の取扱を開始した事は既記の通りであるが、我が國は資源が乏しく、戦時に必要な重要物資は外國から買入れなければならぬが、其の支拂は總て金で支拂はねばならない。従て戦時にありては特に先づ金を確保して對外經濟力の充實を圖り、必要物資の輸入を容易ならしめ

る必要があるので、政府は差當り國內に保有されて居る金を調査する事となり、今回大藏省令第二十二號を以てその調査規則が公布せられた。これによると金を所有してゐる者は全部その所有高を昭和十四年七月一日午前零時現在を以て、同七月五日までに地方長官を経て大藏大臣に申告せねばならぬ事となつたのである。これが實施に當つては縣に於て調査委員を委嘱してその完璧を期する筈であるから各位の協力を希望する次第である。

申告を要する物は

- 一、金を用ひたる製品にして左に掲ぐるもの
- イ、指環、提袋其の他裝身具
- ロ、時計、眼鏡其の他身廻品
- ハ、煙管、シガレットケース其の他喫煙用具
- ニ、杯、釜其の他飲食用具
- ホ、燭臺、香爐其の他家具什器置物
- ヘ、文鎮、硯屏、バーナイフ、ペンナイフ印形又は肉池

一、古金貨幣 (大判、小判其の他本邦古金貨幣)

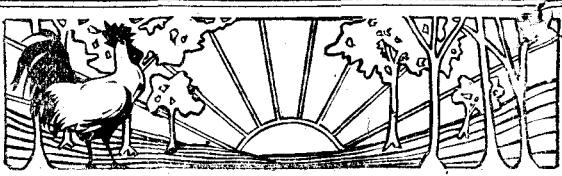
一、外國貨幣

一、金地金 (金の合金を含む)

一、金貨幣

であつて、申告を要しないものは金ペン、入齒、避雷針、イニシャルバッヂ、ノヅルの五種である。尚、申告を怠つたり虚偽の申告をした場合は産金法により五百圓以下の罰金に處せられることになつてゐる。

× × ×



我が國の長期經濟建設戰

一、經濟持久戰

支那事變始まりて茲に滿二星霜今や戰の主力は武力戰より經濟長期戰に入らうとしてゐる。

忠勇なる我が將兵の献身奮闘は聖戰の當初の目標であつた蔣政權を殆ど完膚なきまでに破摧しつつして、今や彼は偏隅の一地方政權としてその殘喘を保つに過ぎず、臨時政府、維新政府、蒙疆政府を始め廣東其の他にも自治委員會が建設せられて新支那建設に營々として邁進しつつあり、平和の理想境新東亞誕生の曙は近づきつつある。

然りと雖も東亞侵略の夢未だ醒めざる援蔣諸

國は尙蔣政權援助による自國權力の保持振張に汲々として、經濟持久戰による日本の衰弱を期待しつつある、我々は敢然としてこれと戰はねばならぬ。

而して經濟持久戰にあたる戰士は實に我々銃後の農工商にあたる國民全部でなければならぬ。我々は實に吾々日常の職業を、すべて國家の爲の盡忠報國の大業と考へて、舉國一致堅忍持久この長期經濟戰に當つて最後の勝利を獲得し、東亞の平和境を建設して出征將士流血の成果を大成しなければならぬのである。

經濟戰の武器は物と金と人である。政府の計畫實施してゐる物資動員もこれであり金回収運動もこれであり、國民登録もこれである。國家總動員法もこれであり、國民精神總動員もこれであり、其の他近來公布せられつつあるいろいろの法律の制定改正も、皆この物資と金力と勢力との増強を目標としたものが殆ど全部である。吾々はこれまで、ともすれば左右されがちであつた個人的利己的な職業意識を是正して、

00602

國民全部が國力増強の爲に銃後の戰に邁進し、この長期經濟建設戰の勝利を得ねばならない。

一、生産力擴充の資金

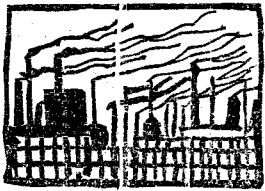
この經濟持久戰を行ふ爲には、そして新しい興亞日本を建設して東洋の平和境を招來する爲には、吾々國民は我が國經濟力自體の完全なる充實をなさねばならない。又進んで滿洲國及北支中支の經濟力の復舊開發を爲さねばならない。思ふに滿洲國を始め北支中支の埋藏資源は頗る多種多様にして且つ極めて豊富なるものであらう。しかしながらこれ等富源は放任しては決して富源とはなり得ない。これを開發し利用し得るまでには多大の資本を投下しなければならぬのである。鐵道の敷設、製鍊場の設置、トラクター、自動車、機關車、貨車、客車の製造これを活動せしめる爲の多量の資金と人力の必要、實に興業資金の増加は莫大なるものであらう。而してこのやうな滿支開發、原動力は實にわが國各方面の生産力の擴充に俟たねばならぬ事

は云ふまでもない。政府はこれが目的達成の爲に我が國に於ける生産力擴充計畫を第七十四議會に於て發表してゐるが、その内容は別項記載の通りである。これが完成の爲には吾々國民の覺悟努力と、莫大なる資金とを要するので、吾々はこの東洋永遠の平和の爲には常時的な平和産業其の他の方面に對してはこれが資金の使用を抑止し、物資の使用制限等相當程度の不自由を忍んでこの經濟戰への資金に使用せねばならぬのである。

尙、近代戰は武力戰經濟戰であると同時に又一面思想戰であるのであるが、思想戰の牙城の根底が、國民經濟力の基本をなす銃後に於ける國民生活の維持にあることは歐州大戰當時のドイツの例に徴するも明かである。國民生活の破壊は背面の國防力乃至は建設力の喪失となり、その結果は軍備の充實並に經濟建設も到底不可能の事となり終るのであり、東洋永遠の平和も亦痴人の夢に止り終るのである今や吾々國民は滅私報國興亞日本の建設東洋永遠の平和の爲に

00603

國策に順應して長期經濟建設戰に邁進せねばならないのである。



我が國生産力擴充計畫

我が國內地朝鮮及び臺灣に於て昭和十六年度に達成すべき生産力擴充の目標は次の如くである。

(第七十四議會にて發表)

| | | |
|-----|-------|------|
| 鋼材 | 普通鋼 | 六割増 |
| | 特殊鋼鍛鋼 | 二倍 |
| 鐵 | 鑛石 | 二〇五倍 |
| 石 | 炭 | 三割増 |
| 輕金屬 | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------|--------|-----|-----|-----|---------|-----|------|-----|------|-----|---------|------|-------|-----|---------|-----|-----|
| 銅 | 鉛 | 亞鉛 | 錫 | 石 | 自動車用揮發油 | 天然油 | 人造油 | 重油 | 天然油 | 人造油 | 無水アルコール | 曹達灰 | 苛性ソーダ | 工業鹽 | 硫酸アムモニア | バルブ | 製紙用 |
| アルミニウム | マグネシウム | | | | 天然油 | 人造油 | 天然油 | 人造油 | 天然油 | 人造油 | 無水アルコール | 曹達灰 | 苛性ソーダ | 工業鹽 | 硫酸アムモニア | バルブ | 製紙用 |
| 數倍 | 一倍 | 八割増 | 九割増 | 七割増 | 二倍 | 三〇倍 | 三割強増 | 三〇倍 | 四割強増 | 九倍 | 一三〇三倍 | 二割強増 | 四割強増 | 六倍半 | 四割増 | 二割増 | 二割増 |

02604



第二回國民登録

事變の進展に備へる労働動員準備の爲、去る一月二十日から三月末日迄に百三十四職種について日本最初の國民登録が行はれたが、勞務の統制を更に強化する爲、厚生省では更に登録職種を擴張して近く第二回國民登録を行ふことゝなつた、新に申告の義務を生ずる職種は印刷工、硝子工、金屬精鍊補助工などから鐵道線路工、夫、車大工、左官等五十四種である。第一回の登録では、尙一割以上の申告漏れがあるものと見られるので、第二回には第一回の申告漏れもまとめて登録の完璧を期する筈である。

× × ×

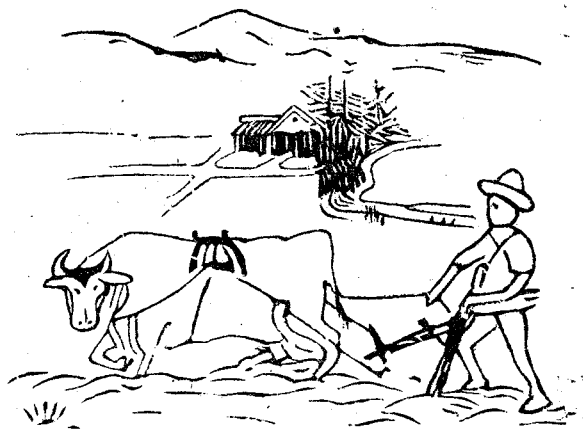
人 絹 用 三〇二倍
 金 二 倍
 工作機械 二〇六倍
 機關車 三割増
 客車 七割増
 貨車 五割増
 自動車 五倍増
 羊毛 三〇四倍

右の生産力擴充計畫が達成せられて、昭和十六年度末に至り日滿支を通じて自給自足の可能な品目は鐵鋼、石炭、輕金屬、亞鉛、曹達、硫安、バルブ、鐵道車輛、自動車及船舶の十者である

我が國は全力を擧げてこの大擴充計畫を必ず實現しなければならぬのであつて、此の爲に政府は特に生産力擴充委員會を設けて右計畫に要する資金、物資及勞力技術の配給等に關し萬遺漏なきを期して居るのである。

× ×

00605



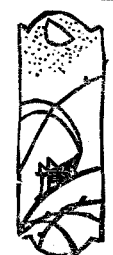
昭和十三年度に於ける農産物資源開發開墾事業の狀況について

燃料酒精の原料たる農産物(甘藷、馬鈴薯)の増産を企圖して燃料國策の遂行に資し、又は飼料作物苧麻、茶等の増産により國際收支の改善を圖るは、現時局下に於ける國策上喫緊の要務であつて、之が爲には舊耕地により増産を圖ると共に、一面新たに開墾を行ひ耕地の擴張により、その目的達成に遺憾なきを期する爲、昭和十三年度より政府に於ては、之が助成の途を開かれたので、本縣に於てもその方針に基づいて、開畑の奨励を行ひつゝあるのであるが今昭和十三年度の成績を示せば次の如くである。

| 郡市別 | 開 | | 原 | | 内 | | 野 | | 合 | |
|-----|--------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 開畑 | 事業費 | 開畑 | 事業費 | 開畑 | 事業費 | 開畑 | 事業費 | 開畑 | 事業費 |
| 鳥取 | 10,000 | 16,000 | 1,000 | 3,000 | 1,000 | 3,000 | 1,000 | 3,000 | 1,000 | 3,000 |
| | 反別 | 補助金額 | 反別 | 補助金額 | 反別 | 補助金額 | 反別 | 補助金額 | 反別 | 補助金額 |
| | 10,000 | 16,000 | 1,000 | 3,000 | 1,000 | 3,000 | 1,000 | 3,000 | 1,000 | 3,000 |

00606

| 米子 | 110,000 | 000,000 | 000,000 | 000,000 | 000,000 | 10,000 | 000,000 | 100,000 |
|----|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 岩美 | 127,122 | 000,000 | 000,000 | 000,000 | 000,000 | 141,000 | 000,000 | 000,000 |
| 八頭 | 6,101 | 000,000 | 000,000 | 000,000 | 000,000 | 000,000 | 000,000 | 000,000 |
| 氣高 | 100,000 | 000,000 | 000,000 | 000,000 | 000,000 | 000,000 | 000,000 | 000,000 |
| 東伯 | 127,000 | 000,000 | 000,000 | 000,000 | 000,000 | 000,000 | 000,000 | 000,000 |
| 西伯 | 3,330 | 000,000 | 000,000 | 000,000 | 000,000 | 000,000 | 000,000 | 000,000 |
| 日野 | 5,501 | 000,000 | 000,000 | 000,000 | 000,000 | 000,000 | 000,000 | 000,000 |
| 計 | 2,985,000 | 2,985,000 | 2,985,000 | 2,985,000 | 2,985,000 | 2,985,000 | 2,985,000 | 2,985,000 |



出征者、應召者の遺家族に政府拂ひ下米の奨め

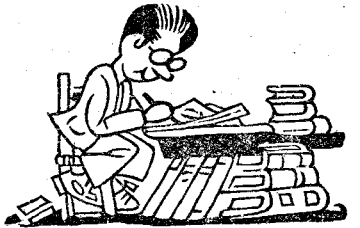
今次事變の爲出征者、應召者の家族及び遺族に對しては、事情の許す限り優先的に、政府米拂下の途が開かれたので、縣に於てはその趣旨

の徹底、申請書の提出方などにつき、市町村長に通牒を發して、現にその拂下米を受けしめつゝあるのであるが、尙之が趣旨の徹底を期して遺家族に對する拂下米の配給を潤澤ならしめんが爲、茲に本報にその要領を摘記することゝす。政府米の拂下は従來は災害その他、眞に己むを得ざる事情ある場合に限り地方公共団体等の法人より申請したるときに同時に拂下を行はれ來つたものであるが、今次事變勃發に際して出征者、應召者の家族及び遺族に對して、

00607

1. 比較的安價な政府米の拂下を受けしめて、多少なりとも飯米の安價供給によりて生計の安定を圖らんとするのが今回の拂下米の趣旨である。
2. その拂下申請を受けんとするには、左の事項を知悉すること
3. 價格は地廻り當年米に比し、着値一呎當り(四斗入り)約二圓程度安價となつてゐる。
4. 拂下申請書には、配給を受ける者が今回の事變に因る出征者、應召者の家族又は遺族なる旨の市町村長證明書の添付を要す。
5. 拂下申請者は地方公共団体、農會、購買組合、同聯合會又は之に準ずる、營利を目的とせざる法人に限られ、その申請者は所要數量、拂下を受ける目的、拂下を必要とする理由等を記載したる申請書に配給先別數量調を添付し、地方長官を経て農林省米穀局長に提出するのである。
6. 市町村、産業組合、農會等と協議の上、可成り市町村區域より申請者は一體の形式によること。
7. 購買組合より申請の場合は、同聯合會にて取纏めしむことにした。
8. 拂下米は申請書に記載の目的以外に、轉賣その他の處分をなすことが出来ない又申請者は拂下米の配給を受けたる目的以外に、轉賣その他の處分をなすことを禁ずる義務があるのである。
9. 取扱者は輸送實費以外に、手数料等は徴せないことゝなつてゐる、又輸送費は知事の證明により、普通貸率の半額となる

X X
X X
X X



臨時國勢調査と 地方選挙に就て

本年は九、十月に全國三十九府縣に於て、府縣會議員の選挙が執行せられ、又貴族院議員の選挙及び、市町村會議員の選挙が相當數に達するので來る八月一日現在で行はれる、臨時國勢調査の實施に當りては、是等選挙との紛淆を避け、調査の圓滑、正鵠を期する要、切なるに鑑み、其の筋より特に注意の次第もあるもので、これが勵行を期する諸事項については、近く各關係當局に對し、それら指示することゝなつてゐるが、本縣では縣會議員の選挙は九月二十一日執行せられ、市町村會議員の選挙は、米子市が六月六日に、八頭郡西郷村が七月八日に行はれる事となつて居るので市町村當局は國勢調査の實

施計畫に當り之等選挙運動等と混同誤解を避け
る様今より充分の注意を以て準備に當る必要が
ある。



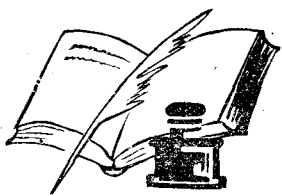
重要物資の 代用品轉換

重要物資の廢品の回收に
つては各位の努力によつ
て着々勵行せられ、其の效果見るべきものが多
いのであるが、今や單に廢品と云ふに止らず、
尙使用可能の物であつても代用品で間にあふも
のは之を國家に提供して軍需資源及生産力擴充
資源として使用するの要があるのである、
外國では日本に於ける資源統制廢品回收等の
様子を見て、我が國の軍需資源が缺乏を來して
長期戦の實力が減退し、久しからずして争繼
續が不可能に至るものと見てゐる向もあるそう

であるが、然し日本の國力は決してそんな劣弱
なものでは無い。唯長期建設の階程として只今
の處極度の緊縮を要するから、ガソリンの統制
とか綿製品の統制とか、種々の消費統制、資源
回收に邁進してゐるのであつて、日本内地の増
産計畫なり、滿洲北支の諸計畫實現の暁には日
本經濟力の發展は實に目醒しいものとなるので
あるが、唯それが完成實現までの茲三、五年が
日本の最も大切な時期なのである。この間よく
堅忍してお互が協力一致して國內消費を抑へ、
軍需資源及生産力の擴充資源を潤澤ならしむる
と共に、國家經濟力の安定に全力を注ぐ事が刻
下の重大なる仕事であるのだ。

斯る趣旨から今回縣では縣下の他官公署と相
携へて一般に率先して各所管の重要物資の拂下
を實施する事となり、縣廳各廳關係各中等學校
等に於ても差當つて鐵柵、火鉢、灰皿等代用品
を以て用を辨じ得る鐵製品を整理拂下げる事と
なつたが、各位を始め縣民各自の家庭にも、こ
れを他の代用品に振り替へて鐵を浮かせて軍需

資源及生産力の擴充資源として提供し得る物品
は相當多數に存在することと思ふのであ
る、各位の努力により、代用品轉換による鐵資源
の供給を始め、一般重要物資の廢品、死藏品と
して存在するもの、回收に協力せられん事を希
望する次第である。



廳内職員及びその 家族等の所有する 金の集中狀況

五月十日より、一齊に開始せられ好成绩を舉げ
つゝある。
本縣に於ける金集中運動は
今回廳内職員及び、その家族等の所有する金
の總てを、残らず政府に賣却することに申合せ

縣民に卒先その實行をなすべく、副見知事の範を示せるに一同もならひ、五月二十七日の海軍記念日を意義あらしむべく、取扱銀行の出張を求め、同日之が引渡しをしたのであるが、それによると、その成績は次の如くであつて、中々あなごり難いものがある。

廳内職員に金集中にして斯の如き、成績に徴し之を以て、縣全体の今後の、成績を豫見するときは、豫想外の好果を擧ぐるものと思はれる。

金を政府に賣却せし人員數 六二人

品目 一五五點(重なるものは時計側四三點、金貨六點、小判その他)

目方 二六三匁

賣却代金 約三、〇〇〇圓



來縣の本庄大將 白衣の勇士を慰問

傷兵保護院總裁本庄繁大將は、縣下に於ける傷病兵及び傷兵保護事務視察の爲去月十八日午後一時八分島根縣から來米せられた。驛頭には西尾市長、姫路陸軍病院皆生分院長等多數官民の出迎を受け、直に皆生分院に至り、同分院長並に高田縣社會課長の案内で、白衣の勇士に對し慰問の言葉を述べて、同院を辭去米子市公會堂に休憩の後、大日本傷痍軍人會鳥取縣支部傷痍軍人米子相談支所に至り、具さに事務の視察を了へ、同日午後三時三十二分上り急行列車で三朝溫泉に向ひ、國立傷痍軍人三朝溫泉療養所工事の狀況を視察の後同所の旅館に入らる。

翌十九日は午前十時頃旅館を出でられ十一時五十分鳥取に着、副見知事、各部長、楠市長落合聯隊長、埴司令官、中間陸軍病院長、永井

日赤病院長等多數軍官民の出迎を受け自動車を驅て直に仁風閣に入り午餐少憩の後、午後一時縣廳を訪問縣に於ける傷兵保護事業、軍事援護事業並傷痍軍人會鳥取縣支部事務等を親しく聴取して、午後二時縣廳を辭し護國神社に參拜、護國の英靈に對し玉串を奉奠嚴修し後、陸軍病院日赤病院の順序に兩病院を訪問、夫々病院長の案内で白衣の勇士を慰問せらる、

殊に各病院では各病床につき、親しく見舞はれたので、嘗つては第一線で頑敵をくじきし勇士もこの大將の慈顔愛語に接して、感謝の餘り感涙に咽び、再起奉公を誓つたのである。

特に大將は寸暇を割いて、市内に於ける戦死者遺族並應召軍人家庭の、慰問をなすべく左の三家庭を訪問せられ、親しく遺家族に對し慰撫の言葉を述べ、又戦死者遺家庭に對しては佛前に黙禱を捧げ、勇士の瞑福を祈られたのでその遺族は、大將のこの厚き温情に感泣合掌した、大將の斯の如き温情は全く昭和の乃木將軍を髣髴せしむるものがある、かくて午後五時半鳥取

市旅館に一泊せられ、二十日午前八時二十分鳥取發列車にて、官民多數の見送を受け歸途につかれた。

本庄大將鳥取市内訪問家庭

江蘇省〇〇の戦闘に於て頭部、胸部、兩上肢、兩下肢手榴彈破片創に因り戦死 (昭和二三、四、二八)

鳥取市上魚町

陸軍歩兵上等兵 田中長左衛門 三二歳 遺族 妻 田中文字 長男 幸衛 四歳

× × × × ×

山西省曲澤縣〇〇附近の戦闘に於て胸部貫通銃創にて戦死 (昭和二三、五、二二)

鳥取市栗谷町

陸軍歩兵上等兵 田中 義行 二四歳 遺族 父 田中松藏(病弱老歲) 母

× × × × ×

鳥取市栗谷町 陸軍歩兵一等兵 山田 久男

家庭 祖父 山田初藏 七九歳
 妹 君江 一七歳
 同 スミエ 一四歳
 弟 稔 一二歳
 同 良則 一〇歳

父は久男出征後他出音信不通、母は死亡す

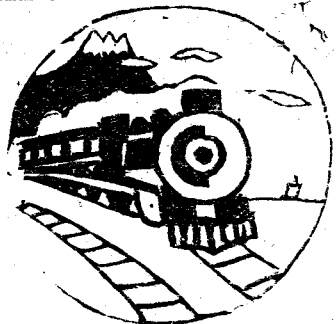


皆生競馬場跡地
 甘藷栽培學生の
 集團勤勞作業

酒精原料甘藷の増産百萬貫を目標として之が増殖に向つて、大に活躍しつつある本縣では、曩に千代川廢川埋立地を、縣廳職員その他の勤勞報國作業により、開墾して今は全部蔓の植付を了してゐる。

此の度は西部米子市に於て、皆生競馬場内一

町一反歩を開墾して、甘藷五千貫を目標に、全市男、女中等學校職員生徒千百名の、集團勤勞作業が去月二十四日實施せられたのである。この日參加の職員生徒は各々手に「鍬」「スコップ」を携へて、午前十時に現場に集合す、縣よりは副見知事、古野農産課長等臨席し、團旗掲揚、東方遙拜、默禱、國歌齊唱に次で、副見知事より挨拶あり、事變は長期建設の階程に入り東亞新秩序建設の聖業は、官民一致協力總親和によるの必要を強調し特に次の時代を荷ふ青少年の質實剛健を要望すると共に、本縣下に於ける各種重要農産物の増産企圖を説き、甘藷増殖本年度百萬貫割當を受けて現下農村の實情を訴へ、此種集團勤勞報國の舉を要望し、又古野農産課長林原郡農會技師の注意及び指導ありて後若き學徒の力に意氣昂揚して、全面積の開墾作業の奉仕を了り午後三時過ぎ解散した。



昭私十二年
 本縣輸移出入
 貨物統計概要

昭和十二年に於ける本縣輸移出入貨物五十萬

輸 移

出

| 品名 | 數量 | 金額 |
|----------|--------|------------|
| 生糸 | 七三六匁 | 九、一三一、七三三圓 |
| 米 | 二四、九〇二 | 五、四四六、〇九三 |
| 木材、板又加工材 | ? | 四、二五一、八二七 |
| 綿絲 | 二、九六八 | 四、一七五、七四一 |
| 煙草及葉煙草 | ? | 三、三五二、〇六〇 |

圓以上のものは左の如くである。
 因に本調査は、鐵道輸送に屬するもの五ヶ一驛船舶に依るもの四港及五ヶ所の海岸、他縣に接續する街道二十一ヶ所に就て調査したものである。

| 品名 | 輸移入 | 數量 | 金額 |
|-----|-----|---------|-----------|
| 繭 | | 七五二 | 二、五五九、五〇八 |
| 牛 | | 二一、二〇二頭 | 二、一九四、五三九 |
| 魚介 | | 七、八三六匁 | 一、七八八、一三七 |
| 鑛石 | | 三四、二六三 | 一、五九六、一九二 |
| 和紙 | | 六五七 | 一、三九二、六七二 |
| 洋紙 | | 三、四四九 | 一、三七七、三二六 |
| 織物 | | ? | 一、〇六八、一五八 |
| 木炭 | | 二二、一八三 | 七六二、九〇〇 |
| 梨 | | 三、七一四 | 六六九、二一七 |
| 繭屑物 | | 二六九 | 五八八、七二七 |
| 麥 | | 三、一六五 | 五二、八〇六二 |
| 工業油 | | 五九、五〇九匁 | 五二一、七〇八 |

| 品名 | 輸移出 | 數量 | 金額 |
|----------|-----|----------|------------|
| 織物 | | ? | 四、五二二、九四六圓 |
| 綿 | | 三、二三四 | 三、五八二、七五五 |
| 肥料 | | 四九、四九四 | 三、五一三、六七〇 |
| 繭 | | 七五四 | 二、二〇五、五一九 |
| 魚介 | | 八、九七五 | 二、〇四七、二六五 |
| 煙草及葉煙草 | | ? | 一、八三四、八三六 |
| 砂糖 | | 五、三六七 | 一、七〇八、六〇七 |
| 工業油 | | 一五〇、四六二匁 | 一、五七八、九五二 |
| 製紙原料 | | 五、五七七匁 | 一、三六八、五三四 |
| 石炭 | | 八、一二五三 | 一、二九〇、三一六 |
| 米 | | 四、〇八三 | 八七五、二二八 |
| 飼料 | | 一一九、二五六 | 八五九、八一九 |
| 發動機及同部分品 | | ? | 八一四、一一二 |
| セメント | | 三三、七六五 | 七八四、七一六 |

| | | |
|----------|---------|---------|
| 木材、板及加工材 | ? | 七四五、四三六 |
| 圖書 | ? | 七〇三、八〇二 |
| 菓子 | 一、六二一 | 六六四、八七六 |
| 食鹽 | 一二、一一四 | 六二六、九六八 |
| 鐵 | 二、八一五 | 五九八、八七八 |
| 自轉車及部分品 | ? | 五九三、〇一一 |
| 穀粉及澱粉 | 八六、六一七 | 五八五、四〇三 |
| 莫大 小 | 六四、〇〇四打 | 五八四、九八四 |
| 和酒 | 一二、一〇二罇 | 五八三、三八四 |
| 豆類 | 三、二六〇罇 | 五五五、一四五 |

而して輸出總額
五千二百五拾壹萬千四拾五圓
輸入總額
五千五百拾七萬七百七拾參圓
輸移入超過
二百六拾五萬九千七百二拾八圓

であつて、之を前年に比較すれば
輸移出増加 六百四拾四萬貳千九圓
輸移入増加 四百七拾六萬九千六百八拾六圓
で輸移出で一割四分、輸移入で九分五厘の増加である。
次に輸移出品中前年に比して増加せるもの、主

なるものは

| | | | |
|--------------------|---------------------|---------------|-------------------|
| 木材、板及加工材 | 百六十九萬七圓 (六割四分七厘) | 肥料 | 六拾八萬圓 (二割四分) |
| 牛 | 七拾五萬圓 (五割二分七厘) | 工業油 | 六拾參萬圓 (六割六分五厘) |
| 鑛石 | 五拾壹萬圓 (四割八分二厘) | 織物 | 貳拾八萬圓 (六分六厘) |
| 和紙 | 三拾六萬圓 (三割五分) | 砂糖 | 貳拾七萬圓 (一割九分三厘) |
| これに反し減少せるもの、主なるものは | | 木材、板及加工材 | 貳拾參萬圓 (四割六分二厘) |
| 生糸 | 六拾六萬圓 (六分八厘) | 食鹽 | 貳拾參萬圓 (六割三厘) |
| 繭 | 拾五萬圓 (五分八厘) | 飼料 | 拾九萬圓 (二割九分四厘) |
| 繭屑物 | 九萬圓 (一割三分七厘) | 減少せるもの、主なるものは | |
| 綿 | 百萬圓 (三割八分八厘) | 魚介 | 貳拾八萬圓 (一割二分二厘) |
| | | 繭 | 貳拾七萬圓 (一割一分二厘) |
| | | 豆類 | 拾四萬圓 (二割七厘) |

等である。而して之れを調査箇所に観ると、

輸出

| | |
|------|----------|
| 鳥取驛 | 八百九拾四萬圓 |
| 米子驛 | 八百四拾六萬圓 |
| 倉吉驛 | 七百六拾八萬圓 |
| 境港驛 | 貳百八拾八萬圓 |
| 後藤驛 | 貳百六拾貳萬圓 |
| 上井驛 | 貳百五拾九萬圓 |
| 境港 | 貳百四拾四萬圓 |
| 岩美驛 | 百八拾萬圓 |
| 湖山驛 | 百參拾八萬圓 |
| 圓生山驛 | 百拾八萬圓 |
| 智頭驛 | 百九萬圓 |
| 鳥取驛 | 千參百八萬圓 |
| 米子驛 | 千七百七拾九萬圓 |
| 倉吉驛 | 九百五拾八萬圓 |
| 境港 | 參百四拾八萬圓 |
| 境港驛 | 參百貳拾六萬圓 |
| 後藤驛 | 百七拾六萬圓 |
| 米子港 | 百參拾九萬圓 |

等の順序である。



第八次滿洲農業移民

滿洲農業移民は逐次發展の道をたどりつゝあるが本省の方では第三年目の本年度分として農業移民八千名を募集派遣することとなり、その本縣割當として七十三名を送る事となります。應募資格年齢は徵兵検査終了後凡そ四十五歳まで、既婚、未婚を問はないこととなり、十一月十日が應募締切りとなつてゐます。何れ又縣の方で要項を決定して各位に依頼する事になります。前にも申したやうに海外發展特に滿洲への移民派遣は今次聖戰の目的達成の爲に極めて大切な事柄なのでありますから、各位の努力によりこの割當移民數の募集に格別の協力を希望します。



支那事變國庫債券 (る號)發賣

支那事變國庫債券(る號)額面三億九千萬圓を來る六月十三日を以て發行の旨官報で發表になりました

發行價格 額面百圓に付九十八圓
額面金額種類 二十五圓、五十圓、百圓、五百圓、千圓、五千圓、一萬圓、十萬圓の八種

但し郵便局賣出證券は右の内二十五圓乃至千圓の五種

償還期限 昭和三十一年九月一日まで
利率 年三分五厘

利子支拂期 三月一日及九月一日
初期利子 (昭和十四年九月一日渡し)
額面百圓につき七十七錢



御仁慈に感激 傷兵の感想文

出身地 米子市四日市町
陸軍歩兵伍長 荒 木 道 之

昭和十四年三月十四日 長くも 聖上陛下を當院へ迎へ奉つたことは、我等傷兵その御仁慈の大御心を體し奉り、唯々恐懼感激した次第である、戦地で共に死を誓ひ共に戦ひ今は亡き戦友はあの時「天皇陛下萬歳」と絶叫しながら莞爾として死んで行つたのは軍人の本懐であるからである、全世界を驚倒せしめた、武くも床しい日本軍の凡ゆる軍事行動の發源體は、恐れながら實に至尊にわたらせられるのである、戦地より歸つて來た我等は、陛下を迎へ奉つて一入強い感激に胸を打たれたのである、今事變は廣東武漢三鎮の陥落を契機として、愈々長期建設の輝かしき第一歩を踏み出したのであるが、

常に緊迫せる對ソ關係係、英、米、佛の妄動と共に國防に經濟に外交に益々その重大性が加はつて來たのである、然し其等重要なる各部門に常に力と自信とを興へる元動力は、實に鞏固に團結された全國民の綜合精神力である。

この綜合精神力こそ今事變の目的を遂行する上の唯一の鍵であるのである、身體の不自由な吾等傷兵は、茲に生きて行くべき意義を見出すのである、吾等は日本精神に關する限り、其を顯現する實行力に於て他の如何なる階級の人々にも劣らぬ自信を持つて居る、そして日夜修養に勵み愈々磨きをかけてゐるのである、吾々は一意専心治療に邁進し、退院後は郷土の人々の精神的模範となり、其を指導、教化することこそ御國の爲に盡す最も適切にして、最も効果的な道でなければならぬと信するのである。吾等は茲に 天皇陛下を迎へ奉り、愈々此の信念と決意とを固くすると共に、突撃の直前腹の底からも旺然と湧き上つて來たあの勇猛心を再び全身に感じ尊き使命を發見して、それに突入して行

くこの身に限りなき歡喜を覺えるのである。

出身地 氣高郡松保村 三山口
陸軍歩兵一等兵 田 中 信 市

東天に佳日は明けて爽やかに朝の大氣は、院屋に満て、快い春風病窓に訪づれる、輕やかな目醒め清々しい腦裏に流れ入る春陽の輝き、一入の感情をそよる昭和十四年三月十四日……何と云ふ榮譽ある日であらう、今日の佳き日こそ一人己のみの光榮に非ず一家一門の誇にして永遠に記念さるべき日である、行幸を仰ぐ身に不敬あつてはならぬとの報に、朝まだきより藥湯に身心を清め定刻を待つ、規定の服裝に全身汚れに染まぬ純白の着服に列を正して肅然と居並ぶ傷兵の顔等しく感激に溢れ感謝に潤みて寂として咳一つなし緊迫した呼吸のみが高く低く満場を持って、その緊張言はん方もなし軍醫の言葉少なき中にも萬感こもりて心琴にふれるもの

あり、聽て御着の聲も嚴に背面に直立して正し

大君の行幸を仰ぎぬ肅々として進まる、歩みに、傷兵數千の瞳右廻して感激その極に達す、極感の數分！御聖姿の懸て正面の設の御席に着御せらる、や、指揮者の一聲良く數千の瞳目迎目送の榮を得て、瞬時まばたきもなき傷兵の面に感激の光り溢れ、漸時潤みて定め得ず萬感の視界に、尊き御姿の大搖小搖致しぬ、大江大尉の始めの號令に傷兵一齊に長く統卒され、晴の御巡覽を仰ぎぬ、院長殿の御説明成さる、聲が五体是れ感激の心境にかすかに聞えて、陛下の御英姿只神々しきばかりなり、しばし御退出の後も彼我もなく感激に陶醉す、此の御仁慈、言葉もなへ咽ぶ、此の限りなき御聖旨に副ひ奉らねばの心、髣髴として湧き愈々再起報公の念を固くせり、
我れ生ある限りたどへ不幸にして再び戦士たり得ずとも善し、一人戦の庭に立つことのみが報公に非ず

御製にも

國思ふ邊に二つはなかりけり

戦の庭に立つも立たぬも

と仰せある如く餘生を賭けて、銃後青少年の指導に、尙長期建設の護りに萬全を期し身を以て國家の礎石と成るの覺悟であります。

感激措く能はず、潤む目に秀峯富士の威容亦更なり

- 五月三十一日發行「週報」並ニ「寫眞週報」掲載内容左記ノ通
- 一 青少年學徒に勸語を賜ふ (農) 省
- 一 農村勞働力の問題 (農) 省
- 一 關門トンネルの話 (鐵) 道省
- 一 日本海海戦の戦果と日露戦争 (海) 軍省
- 一 東亞協作戦の概要 (陸) 軍省
- 一 草の利用について (陸) 軍省
- 一 (國際時事解説) (陸) 軍省
- 一 獨伊同盟成る (外) 務省
- 一 支那の民情と民族性 (村) 上
- 一 寫眞週報第六十七號掲載内容 (知) 行
- 一 時局下の學生生活 (村) 上
- 一 全國學生生徒御親閱 (村) 上
- 一 爆撃は續く (村) 上
- 一 JOKの新放送室見學 (村) 上
- 一 海光鑛釣り (村) 上
- 一 海外通信 (村) 上
- 一 讀者のカメラ (村) 上